

## 部活動に係る活動方針

### 1 活動目的等

本校に設置されている体育系部、文化系部及びクラブ（文化活動推進組織）は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、校長が委嘱する部（クラブ）顧問の指導により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資することを目的とする。

また、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意する。

その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体及び地域スポーツクラブ等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする。

### 2 設置部活動（参考：京都府高等学校体育連盟及び文化連盟の設置専門部順）

〔体育系部〕

陸上競技、水泳（水球、アーティスティックスイミング）、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレーボール、サッカー、バドミントン、剣道、弓道、テニス、自転車競技、フェンシング、ダンス、硬式野球

〔文化系部〕

演劇、合唱、吹奏楽、美術、書道、放送、茶道、自然科学、調理、軽音楽、情報処理

〔クラブ（文化活動推進組織）〕

京都文化（能・華道・探究）

### 3 入退部

- （1）部（クラブ）活動は主に放課後に行う教科外の特別活動であり、入退部は生徒の自由意思に基づく。
- （2）所定の手続きを経て、保護者及び当該部（クラブ）顧問の承認を必要とする。
- （3）年度当初の部（クラブ）登録期間に所定の手続きのため、生徒はクラス担任から入部願（届）を受け取り、保護者及び顧問の承認印をもらい、各部（クラブ）顧問へ入部願（届）を提出し、顧問は名簿を作成（入力）の上、各クラス担任と生徒指導部へ用紙を切り離して提出する。
- （4）年度当初の部（クラブ）登録期間を過ぎても年度内は随時、顧問へ入部願（届）を提出でき、退部願（届）も同様に手続をする。
- （5）体育系部、文化系部、競技スポーツ部及びクラブを問わず、複数部（クラブ）に入部願（届）を提出することができ、兼部を認める。

### 4 活動計画等

- （1）部（クラブ）顧問は、「年間活動計画」について、年度当初に提出し、校長の許可を受けること。
- （2）部（クラブ）顧問は、「月間活動計画」について、前月 20 日までに提出し、校長の許可を受けること。

※ 他校等との合同練習又は練習試合等の場合は、上記活動時間を超えた時間となる場合もあり得るが、生徒の身体的・精神的な負担やバランスの取れた学校生活の実現の観点から、翌日等にしっかりと休養日を設けるなど配慮し、生徒の疲労感や心身の状態を把握するように努める。

## 5 活動時間等

- (1) 長くとも平日は、3時間程度（朝練習を含む）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は、4時間程度とすること。
- (2) 朝練習は、当該顧問の付き添いのある場合に限り、午前7時より認める。
- (3) 完全下校時間は、午後6時とする。但し、1時間を限度に活動延長（午後7時に完全下校）を認める。
- (4) 長期休業中の練習は、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。

## 6 休養日

週当たり1日以上設定すること。

※ 月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。

## 7 指導の在り方

### (1) 適切な指導

- 医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において積極的に活用すること。
- 成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行うこと。
- 発達の個人差や女性特有の健康問題（エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症等）について、正しい知識を持ち指導に当たること。
- 大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないようにすること。
- 少子化や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動を行える機会を設けること。

### (2) 体罰・ハラスメント行為の防止

#### ア 体罰

- 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰も禁止である。
- 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は許されない。
- 体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。

#### イ ハラスメント行為

##### ○ セクシュアル・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。

##### ○ パワー・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあってはならない。

※ 部活動は、閉鎖的な状況での活動となりがちなので、生徒の自主的な活動であることを踏まえて実施されるべきものであり、指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないように十分留意すること。

体罰は、学校教育法第 11 条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではない。

体罰・ハラスメント行為を防止するため、指導者は生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築すること。

### (3) 安全管理と事故防止

#### ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止

- 計画的な活動により、各生徒の発達段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。
- 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。
- 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED 設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応すること。
- やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。

#### イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理

- 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底すること。
- 熱中症対策  
「暑さの指数」をチェックすること。（WBGT 測定器の活用等）  
※ 環境省『熱中症予防情報サイト』  
(<http://www.wbgt.env.go.jp/>) 参照
  - ・ 気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動を原則として行わないなど、適切に対応すること。
  - ・ 高温や多湿時において予定している練習や大会について、練習を見合わせたり、大会の延期や見直し等、柔軟な対応をすること。
  - ・ 練習や大会において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、参加生徒の適切な選抜、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。
  - ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。
- 気象変化対策  
落雷（雷探知機の活用）、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集すること。

## 8 外部指導者の活用について

(1) 京都府教育委員会が実施している京都式「部活動サポート」事業（外部指導者）を活用する。

- 公立学校の運動部活動において、地域人材と顧問等が適切に連携・協力し生徒の実技指導及び助言を行うことを通じて、運動部活動の活性化と適切な運動部活動指導に係る校内体制の構築を図ることを目的に実施している。
- 府立学校（府立高等学校普通科スポーツ総合専攻設置校及び府立乙訓高等学校を

除く。)が対象で、次のいずれかの運動部とする。

ア 専門的な指導のできる教員がいない運動部

イ 専門的な指導のできる教員はいるが、さらに活性化を目指す運動部

(2) 派遣される外部指導者は、校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行う。

## 9 合宿規定

### (1) 目的

部活動の意義により、自主的な活動を通じて、互いに親交・友情を深め、集団の規律や責任を重んじ、心身を鍛えて健康を増進させるなど望ましい人間形成を目指す。

### (2) 場所

ア 原則、近畿圏内各府県及び京都府に隣接する府県とする。

イ 長期休業中に限り、本校地内での合宿を認める。その際、和室等の施設を使用し、貸布団を利用する。また、食事は業者に弁当や仕出しを依頼し食堂を利用するか、外食とする。

(3) 回数 原則、年2回までとする。

(4) 日数 原則として1回につき、2泊3日を限度とする。

### (5) 許可等

合宿を実施する部(クラブ)顧問は、次の書類を生徒指導部へ提出し、校長の許可を受けること。

ア 合宿許可願及び参加者名簿(合宿遠征計画書含む)

\* 顧問が様式(簡易決裁)により起案

イ 保護者承認書(同意書)(保護者あて文書含む)

\* 顧問が回議書により起案

ウ 宿泊を伴う教育活動の実施届

\* 生徒指導部担当者が取りまとめて回議書により起案(但し、長期休業中以外の期日に実施する場合は、当外部顧問が起案)

### (6) 留意事項等

ア 年度当初の健康診断受診、保護者の承認及び長期休業前については、健康相談を必要とする。

イ 実施する部(クラブ)顧問は、参加する生徒の心身状態を十分に把握し、生徒の実態に合わせた無理のない計画を立てること。

ウ 顧問は必ず同宿しなければならない。

エ 合宿中、顧問の指導に従わない場合は、部合宿を中止することがある。

オ 合宿の指導責任者は当該部(クラブ)の顧問とする。

カ 費用の拡大、健康管理及び防火・防災管理について、十分に注意する。

キ 合宿に係る金銭の出納は、顧問の責任において処理し、後日保護者に清算報告をする。

## 10 部・クラブ設置基準(設置及び廃止)

部・クラブの設置等については、次の項目のうち該当する事項を満たし、校長の許可を受けた上で、設置または廃止することとする。

(1) 学則第13条により、部・クラブの設置及び廃止について必要な事項を定める。

(2) 部は、体育系部と文化系部に分かれる。

(3) 部を新たに設置するためには、クラブを設置して3年以上の活動実績があること。

(4) クラブは、体育系クラブと文化系クラブ(文化活動推進組織)に分かれる。

- (5) クラブを新たに設置するためには、特定の専門的知識・技能を持った教員により指導できる体制があり、参画する生徒が複数名以上存在すること。
- (6) 既存の部に1年以上活動実績がなく、部員の確保が望めない場合に部を廃止する。
- (7) クラブ設置に活動実績があっても、特定の専門的知識・技能を持った教員が転勤等で指導できなくなった場合には、クラブ設置後3年未満の場合は廃止する。

## 11 その他

- (1) その他の事項については、原則として当該部（クラブ）顧問と生徒指導部が協議の上、プロジェクト会議に諮る。
- (2) 各部・クラブの年間・月間活動計画は、本校ホームページへの掲載等により公表する。
- (3) 各部・クラブが競技会やコンクール等に参加した場合は、その結果を速やかに本校ウェブページに掲載し、情報発信する。
- (4) 本校の体育施設（プール等）を拠点にした地域スポーツクラブが設立された場合は、部活動と地域スポーツクラブが連携・協同する体制を整える。
- (5) 本校に部活動がない全国高等学校体育連盟（略称：高体連）に競技別専門部が設置されている競技を学校外で取り組んでいる生徒については、本人及び保護者の申し出があれば学校から高体連登録を行い、高体連主催大会に参加することができる。その際、体育系・文化系の区別なく「競技スポーツ部」を置き、登録や大会引率業務等を行う顧問を校長が委嘱し配置する。

[附 則] 本活動方針は、平成5年4月1日から施行する。

令和2年3月27日一部改訂

令和3年3月31日一部改訂

令和5年3月31日一部改訂